

北海道告示第10585号

北海道が平成30年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成30年6月21日

北海道知事 高橋 はるみ

(経済部所管分 その3)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>中小企業競争力強化促進事業費 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則(平成20年北海道規則第66号)第21条に規定する事業の遂行を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センター</p>	<p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが中小企業競争力強化促進事業を行う中小企業者等に対し、当該事業費を補助する場合における当該補助に要する経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に定める日 提出先 経済部産業振興局産業振興課</p>		
<p>中小企業競争力強化促進費 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第21条に規定する指定事業の円滑な実施により、道内中小企業の競争力強化を図り、もって北海道経済の活性化及び雇用機会の創出に資するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センター</p>	<p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第21条に規定する指定事業の実施のために必要な経費であって、次に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めるもの  委員報酬、旅費、印刷製本費、消耗品費、手数料、通信運搬費、アンケート調査費、会場借上費、車両借上費、事務機器借上費、複写機使用料、その他知事が必要と認める経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に定める日 提出先 経済部産業振興局産業振興課</p>		